

# 門川事業所等応援給付金の 対象を拡大します！

持続化給付金を申請した  
方も対象となります！

これまで・・・

減少率	25%以上50%未満
対象月 (売上減少月)	令和2年1月～7月
申請期限	令和2年9月30日

10月1日から

減少率	25%以上
対象月 (売上減少月)	令和2年1月～12月
申請期限	令和3年1月31日

門川事業所等応援給付金とは・・・

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した事業者様の事業継続を支援するために給付金を支給します。

支給額

最大20万円

(前年総事業収入額－減少対象月の事業収入額×12月)

支給対象者

事業を営む者であって次の(1)(2)いずれかに該当する者  
(1) 法人：主たる事業所を町内に有する者  
(2) 個人：町内に住所を有する者

主な要件

- (1) 令和元年12月末までに開業している者で、令和2年1月から令和2年12月までのいずれかの月の事業収入額が前年同月比25%以上減少している者
- (2) 今後も継続して事業を営む予定である者
- (3) 暴力団員又は暴力団関係者でない者
- (4) 風俗営業及びこれに類する業種でない者

申請方法、必要書類は裏面をご覧ください

裏面へ



# 申請についてはこちら



## 必要書類

(1) 申請書兼請求書

※町ホームページからダウンロードできます。

(2) 帳簿・売上台帳等の写し（令和2年の事業収入減収月と前年同月のもの）

(3) 令和元年分の確定申告書等の写し

（法人にあっては対象月の属する事業年度の直前の事業年度のもの）

※確定申告書等の写しには収受受付印が押されていること。

※e-Taxによる申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。

(4) 通帳又はキャッシュカードの写し

(5) 運転免許証等本人確認ができるものの写し

## 申請方法

### 【申請期間】

**令和3年1月31日 まで**

(1) 郵送の場合

宛先 : 〒889-0696 門川町本町1丁目1番地 門川町役場 まちづくり推進課

(2) 窓口で提出する場合（土・日・祝日は受付できません）

受付場所 : 門川町役場 西別館第一会議室 ※状況に応じて場所をまちづくり推進課へ移します。

受付時間 : 8:30~17:15（12:00~13:00を除く）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

※6月17日より申請受付を行っている「門川事業所等応援給付金」の対象を拡大するものです。1事業者1回限りの交付となりますので、すでに9月までに交付を受けられた方が再度申請することはできません。